

# いじめ防止基本方針マニュアル

令和7年4月1日

蓬萊中学校

蓬萊高等学校

# 目次

1	いじめの定義.....	2
2	いじめに関する基本的認識.....	2
	(1) いじめは、人間として絶対に許されない人権侵害である	
	(2) いじめは、全ての生徒、学級、学校に起こりうる問題である	
	(3) いじめを傍観することは、いじめをすることと同様に許されない	
	(4) いじめの様態は様々である	
	(5) いじめは、訴えが生徒から自発的に寄せられにくく、事実の発見が難しい	
	(6) いじめは、安易な気持ちや間違った認識から発生することもある	
	(7) いじめは、解消後も注視が必要である	
	(8) いじめは、教師の生徒観や指導のあり方が問われる問題である	
	(9) いじめは、家庭教育に大きく関係している	
	(10) いじめは、家庭、学校、関係機関、地域社会が連携して取り組むべき問題である	
3	いじめの未然防止.....	3
	(1) いじめを許さない学校・学級づくり	
	(2) いじめの未然防止に向けた手だて	
4	いじめの早期発見.....	5
	(1) いじめを発見する手だて	
	(2) いじめを訴えることの意義と手段の周知	
5	いじめ問題における指導.....	6
	(1) 事実の究明と支援及び指導	
	(2) いじめの関係者への指導	
	(3) 保護者との連携	
6	いじめ問題に対する教職員の意識向上.....	9
	(1) いじめ問題に対応するための共通理解	
	(2) いじめ問題への対応に必要とされる教員の姿勢	
	(3) いじめと犯罪の関係についての認識	
7	生徒の様子を把握するためのチェックリスト.....	10
	(1) 学校における日常的な観察	
	(2) 教員が指導法を確認するためのチェックリスト	
	(3) 保護者が生徒の様子を把握するためのチェックリスト	

## 1 いじめの定義

「いじめ」とは、「当該生徒が、一定の人間関係のある者<sup>1</sup>から、心理的、物理的な攻撃<sup>2</sup>を受けたことにより、精神的・肉体的な苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の構内外を問わない。

(注1)「一定の人間関係のある者」とは、学校内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該生徒が関わっている仲間や集団など、当該生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

(注2)「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」などのように、直接的に関わるわけではないが心理的な圧迫などによって相手に苦痛を与えるものも含む。また、「物理的な攻撃」とは、身体への攻撃のほか、金品のたかりや隠匿なども意味する。

## 2 いじめに関する基本的認識

### (1) いじめは、人間として絶対に許されない人権侵害である

どのような社会においても、「いじめは許されない」、「いじめる側が悪い」、「いじめが生徒の成長に必要な場合は一切ない」という明快な一事を毅然とした態度で主張する必要がある。

### (2) いじめは、全ての生徒、学級、学校に起こりうる問題である

どの学校、どの学級の生徒においても、いじめは起こりうる。また、生徒の誰もがいじめを行う者にもいじめを受ける者にもなりうる。さらに、いじめを受けた者がいじめを行う者に、またその逆になることもある。

### (3) いじめを傍観することは、いじめをすることと同様に許されない

実際には手を出していなくても、いじめをはやし立てる生徒や、「関わりたくない」、「仕返しがこわい」などの理由から傍観する生徒も多い。見て見ぬ態度はいじめの助長につながり、いじめを行う生徒に加担することになる一方で、いじめを許さないという生徒の毅然とした態度がいじめの抑止力になりうる。

### (4) いじめの様態は様々である

いじめ行為には、発見しやすいもの、表に出にくいものなど、様々な様態がある。

- ① 冷かされ、からかわれたりする。
- ② 悪口、脅し文句、嫌なことを言われる。
- ③ 仲間はずれや集団による無視をされる。
- ④ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑥ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑦ パソコンや携帯電話等で誹謗中傷を書かれるなど嫌なことをされる。

### (5) いじめは、訴えが生徒から自発的に寄せられにくく、事実の発見が難しい

いじめを受けている生徒は、その事実を知らせることにより自尊心が傷つくこと、親に心配をかけたくないこと、さらなるいじめを受けることへの不安により、事実を口にせず、アンケート調査の回答に事実を反映させないことも少なくない。また、事実を隠し、平静を装

ったり、明るく振る舞ったりすることがある。さらに、自責の念に駆られ、自分の存在を否定する気持ちに陥ったり、自傷行為や命にかかわる重大事故など具体的な行動を起こしたりすることもある。いじめを受けることによるストレスや欲求不満を他の生徒に向けてすることで解消しようとすることもある。

#### (6) いじめは、安易な気持ちや間違った認識から発生することもある

いじめをする当人には、冷やかしかからかい、いたずら等の遊び感覚で行為に及び、いじめをしている自覚が無い場合があるように、いじめをする生徒とそれを受ける生徒の意識の間に大きな差が見られる。また、「いじめを受けている生徒にも原因や問題がある」と、いじめ行為を正当化する間違った認識もある。さらに、各生徒の個性の違いからいじめが発生したり、いじめの標的になることを避けるためにいじめ行為に加担したりすることもある。

#### (7) いじめは、解消後も注視が必要である

アンケート調査等により認知したいじめについて、関係生徒を指導したことで問題が収束、解消したと思われた事案も、一定時間が経つと再発する可能性がある。また、以前に把握した内容とは異なるいじめの様相や兆候を見せることもある。

#### (8) いじめは、教師の生徒観や指導のあり方が問われる問題である

教師の言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることもある。「いじめは絶対に許さない」とする毅然とした態度や、生徒の個性や差異を尊重する姿勢を日頃から示し、心の教育を通じて、生命のかけがえのなさ、生きることの素晴らしさや喜びなどについて、教師が正しく認識して生徒に指導することが大切である。

#### (9) いじめは、家庭教育に大きく関係している

しつけや指導の仕方など、家庭での教育が生徒に与える影響は大きい。家庭で受ける深い愛情や精神的な支え、信頼関係、親子の会話やふれあい、子どもを学校に通わせるうえで必要な配慮や準備の有無が、いじめ行為あるいはいじめ防止につながる言動に反映される。

#### (10) いじめは、家庭、学校、関係機関、地域社会が連携して取り組むべき問題である

生徒の異常をいち早く発見した者が、当該生徒を取り巻く全ての関係者と連携して、解決に向けた責務をそれぞれの立場から果たす必要がある。

### 3 いじめの未然防止

#### (1) いじめを許さない学校・学級づくり

- ①「発生してから対応する（事後対応）」という考え方から、「問題が発生しにくい学校風土を作る（未然防止）」という考え方への転換が必要である。全生徒を対象に、健全な社会性を育むこと、当たり前のことを当たり前に行う大切さを示すこと、善いことは善く悪いことは悪いと伝えていくことが、本来の教育活動である。
- ②いじめを受けた者を守るためだけでなく、いじめを行わせないための未然防止策が必要である。
- ③「いじめ行為は人間として絶対に許されない」、「いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめ行為と同様に許されない」という意識、また、「いじめを受けているこ

とを大人に伝えることは正しい行為である」という認識を一人ひとりの生徒にしっかり定着させる。

- ④教育活動全体を通して、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権、友情の尊さを大切に  
する態度を培い、信頼関係を醸成し、生きることの素晴らしさや喜びを生徒が心から感  
じられるよう指導する。特に、学級運営、人権教育、道徳教育を通して、このような指  
導の充実を図る。また、奉仕活動や自然体験など、人間関係や生活経験を豊かなもの  
とする教育活動を行う。
- ⑤学級（ホームルーム）活動や生徒会活動などの場を活用して、生徒自身がいじめの問題  
解決に向けてどう関わったらよいかを考えて、行動できるよう主体的に取り組める教育  
活動を行う。

## （２）いじめの未然防止に向けた手だて

### ①学級経営の充実

- ア 生徒に対する教師の受容的、共感的態度により、生徒一人ひとりが良さを発揮し、  
障害、国籍、疾病等による差別心をもたず、互いを認め合う学級を作る。
- イ 生徒の自発的、自治的活動を保証し、規律と活気のある学級集団づくりを進める。
- ウ 正しい言葉遣いができる集団を育てる。いじめの大半は言葉によるものであるため、  
人権意識を欠いた言葉遣い（「きもい」「うざい」「死ね」など）には適宜指導を行う。
- エ 年度初めに学級のルールや規範を定め、生徒がそれらを守れるように、年間を通じ  
て粘り強く毅然とした態度で継続的に指導を行う。
- オ 生徒の欠席・遅刻・早退の回数、普段と異なる表情や体調不良等から変化の兆候を  
素早く把握して、いじめの早期対応につなげる。
- カ 学級担任として、学級運営の在り方を定期的に見直し、見直しをもって進める。

### ②授業における生徒指導の充実

- ア 「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくりを進める。
- イ 「楽しい授業」「わかる授業」を通して生徒同士の学び合いを促す。
- ウ 集団への関与に消極的な生徒もいるため、教師が適切に支援を行い、そのような生  
徒が満足感や達成感、連帯感をもてるように配慮する。
- エ 教科担当として、授業づくりの在り方を定期的に見直し、見直しをもって進める。

### ③道徳授業の充実

自己と他者の両方を尊重する態度、人権を守る態度の育成など、いじめ防止に関連する  
題材を取り上げることで、いじめを許さない心情を深める授業にする。

### ④学級活動の充実

学級活動の充実を図ることで、話し合いを通して、いじめにつながりうる学級の諸問題  
の解決を図る。また、人間関係のトラブルやいじめ問題に直面した時の対処の仕方を身  
につけさせる。

### ⑤学校行事の充実

生徒が取り組むことを通じて、達成感や自己有用感、感動、人間関係の深化が得られる  
ような学校行事の企画と工夫を行う。

### ⑥生徒会活動の充実

いじめ問題の予防と解決に生徒が主体的に取り組めるよう、生徒会活動を活用する。

### ⑦情報道徳教育の充実

パソコンや携帯電話を使って、意図的または無自覚にいじめを行う生徒がいる。道徳の  
授業や学級活動などの中でそれぞれの内容に関連性をもたせながら情報道徳教育に取

り組む。

⑧発達障害のある子ども等へのいじめ防止

アスペルガー症候群、ADHDなどの発達障害のある生徒に対するからかいがいじめに発展することを防止するため、スクールカウンセラーなどの専門職を交えて、教職員が障害特性の理解を深め、本人への配慮等の対処方法を身につける。

## 4 いじめの早期発見

### (1) いじめを発見する手だて

①教員と生徒との日常的交流を通しての発見

休み時間や昼休み、放課後の雑談の機会に、生徒の様子に目を配る。また、言動や服装等に普段と異なる様子が見られる場合には、教員から声を掛けて様子を伺う。

②複数の教員の目による発見

ア 担当教科、部活動の顧問等の教育活動を通して多くの教員が生徒に関わることにより、発見の機会を多くする。

イ 教室から職員室へ戻る経路を時々変えたり、トイレや特別教室付近などを確認したりする。

ウ 教員がいない場所ほどいじめが起こりやすいという認識のもとに、休み時間、昼休み、放課後の校内巡視を積極的に行う。

③アンケート調査の実施と分析

ア いじめ等に関するアンケート調査を学校全体で取り組む。

イ 担任を中心に複数の教員がアンケートの集計と分析を担当する。記述内容の分析にはスクールカウンセラー等の専門職からの助言を得る。

ウ 生徒が人間関係上の不安を感じている時期にアンケートを実施する。

④教育相談を通しての実態把握

ア 生活面談や進路面談を定期的実施するとともに、生徒が希望する時期に面談を実施できる体制を整えておく。

イ 面談方法や面談結果について、スクールカウンセラー等の専門職からの助言を得る。

⑤学級内の人間関係を客観的に把握

学級内での人間関係のトラブルがいじめへと密かに発展している場合がある。担任が気づかない人間関係の変化を客観的に把握するために、教師間の情報交換や生徒への調査が必要である。

### (2) いじめを訴えることの意義と手段の周知

①「いじめを訴えることは、人権と命を守ることにつながる」と日頃から生徒に指導し、浸透させる。

②学校における「いじめ相談」について、学校の電話番号やメールアドレスを利用して様々な方法で相談できることを家庭や地域に周知する。

ア 担任はもとより、養護教諭や話しやすい教職員への相談

イ スクールカウンセラーへの相談

③対応方針と役割分担の決定

ア 情報の整理

・いじめの様態、関係者、被害者、加害者、周囲の生徒の様子など

- イ 対応方針の検討
  - ・緊急度の確認、「自殺」、「不登校」、「脅迫」、「暴行」等の危険度の確認など
  - ・事情聴取（聴取は2名体制が望ましいが、生徒の事情も考慮する）
  - ・指導の際に留意すべきことの確認
- ウ 役割分担（生徒指導部、人権・同和教育部、教育相談部）
  - ・被害者からの事情聴取と支援担当
  - ・加害者からの事情聴取と指導担当
  - ・周囲の生徒と全体への指導担当
  - ・保護者への対応担当（担任）
  - ・関係機関への対応担当（生徒指導主事、管理職）

## 5 いじめ問題における指導

### （1）事実の究明と支援及び指導

事実を究明し、適切な支援及び指導を行うために、いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくり聴取する。いじめを受けた者、周囲にいる者（状況を冷静に把握している者）、いじめを行った者の順に聴取を行う。また、徹底的な事実の究明よりも、支援・指導に力点を置いた対応を心がける。

#### ①事情聴取の際の留意事項

- ア いじめを受けている生徒やその周囲の生徒からの事情聴取は、時間帯に配慮して人目につかないような場所で行う。
- イ その生徒が安心して話せる人や場所を選ぶ。
- ウ 関係者が複数いる場合は、個別に聴取を行う。
- エ 関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取を進める。
- オ 情報提供者についての秘密を厳守し、報復が起こらないように細心の注意を払う。
- カ 聴取を終えた後は、教員が保護者に直接説明を行う。また、事案の内容や生徒の様子に応じて、当該者を自宅まで送り届けるなど配慮する。

#### ②事情聴取の段階ではではないこと

- ア いじめを受けている生徒といじめを行っている生徒から同じ場所で同時に事情を聴くこと
- イ 注意、叱責、説教だけで終わること
- ウ 双方の言い分を聞いて、すぐに仲直りを促すような指導をすること
- エ ただ単に謝るだけで事案を終わらせること
- オ 当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導を行うこと

### （2）いじめの関係者への指導

#### ①いじめを受けている生徒への対応

- ア 基本姿勢
  - ・いかなる理由があっても、いじめを受けている生徒の味方となり、その生徒を守り通すことを約束する。
  - ・生徒の表面的な変化だけを見て解決したと判断せずに、支援を継続する。
- イ 事実の確認
  - ・担任を中心に生徒が話しやすい教職員が対応する。

- ・いじめを受けたことに対する悔しさや辛さに共感しながら、生徒の話にじっくりと耳を傾ける。

#### ウ 支援

- ・時間や場所を確保し、じっくりと聞く体制を整えることで、安心感を与える。
- ・学校は、いじめを行う生徒を絶対に許さないことや、今後の指導方針について伝える。
- ・「君にも原因がある」などと責めたり、「頑張れ」などと安易に励ましたりしない。
- ・自己肯定する気持ちの喪失を食い止めるため、生徒の良さや優れているところを伝え、励ます。
- ・いじめを行う生徒との今後の付き合い方など、行動の方向性を具体的に指導する。
- ・学校は、事案が解決したと安易に判断せず、経過を見守ることを伝え、いつでも相談できるように信頼できる教職員や相談機関の連絡先を知らせておく。
- ・いじめ問題が原因で、当該生徒やその保護者が転校を希望する場合にも、上記のような支援を具体的に行い、いじめ問題の解決に向けた環境整備や再発防止の取り組みについて説明する。

#### エ 経過観察等

- ・連絡帳や生活ノートの交換、面談等を定期的に行い、生徒の不安や悩みの解消に努める。
- ・自己肯定感を回復できるよう、授業や学級活動での活躍の場を提供し、友人との関係づくりを支援する。

### ②いじめを行った生徒への対応

#### ア 基本的な姿勢

- ・いじめの背景を理解しつつ、その行為が間違っていることを毅然と指導する。
- ・どうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。
- ・心理的な孤立感・疎外感を与えることがないように、一定の教育的配慮のもとに指導を行う。

#### イ 事実の確認

- ・対応する教員は中立の立場で事実確認を行う。
- ・話しやすい話題から入りながら、うそやごまかしが含まれないよう事実確認する。

#### ウ 指導

- ・いじめが非人間的行為であることや、いじめが他者の人権を侵す行為であることに気づかせ、他者の痛みを理解できるよう根気強く継続して指導する。
- ・自分がいじめを行ったことの自覚をもたせ、責任転嫁を許さない。
- ・いじめに至った心情やグループ内での立場を振り返らせるなどしながら、今後の行動の仕方について考えさせる。
- ・本人の不平不満などをじっくり聴く。
- ・いじめの度合いが限度を超える場合には、いじめを受けている生徒を守るために、いじめを行った生徒に対して出席停止の措置を講じたり（中学校においても）、警察等関係機関の協力を求めたりと、厳しい対策を取る。
- ・出席停止の措置を講ずる場合には、その後の指導プログラムを作成し、順序を追って適切な指導を行うとともに、学校と保護者の間で十分な共通理解及び連携を図る。

#### エ 経過観察等

- ・連絡帳や生活ノート、面談などを通して教員との交流を続けながら、変化や成長

を確認していく。

- ・いじめのエネルギーが正しい行動の原動力となるように、授業や学級活動等を通して生徒の良さも認めていく。

### ③周囲で傍観していた生徒への対応

#### ア 基本的な指導

- ・学級や学年など集団全体の問題としていじめに対応する。
- ・教職員が生徒とともに本気でいじめの問題に取り組んでいる姿勢を示す。

#### イ 事実確認

- ・いじめの事実を告げることは、「チクリ」などというものではないこと、辛い立場にある人を救うこと、命と人権を守る行為であることを伝える。
- ・いじめを教職員に告げたことによっていじめを受ける恐れがあると考えている生徒を、教職員が徹底して守り通すことを言葉と態度で示す。

#### ウ 指導

- ・周囲ではやし立てていた者や傍観していた者もいじめ問題の関係者であるという事実を受け止めさせる。
- ・周囲で傍観していた生徒の態度を、いじめを受けた生徒がどのように感じていたかを考えさせる。
- ・これからどのように行動したらよいかを考えさせる。
- ・いじめ発生の誘因となった、集団の行動規範や言葉遣いなどを振り返らせる。
- ・いじめを許さない集団づくりに向けて話し合いを深める。

#### エ 経過観察等

- ・学級活動や学校行事等を通して、集団のエネルギーをプラスの方向に向けていく。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、経過観察に注意を払うことを怠らず、継続して指導を行う。

## (3) 保護者との連携

### ①いじめを受けた生徒の保護者との連携

- ア 事実が明らかになった時点で速やかに家庭訪問等を行い、学校で把握した事実を正確に伝える。
- イ いじめを受けた生徒を徹底して守り、支援していくことを伝え、学校の対応方針を具体的に示す。
- ウ 対応経過をこまめに伝えるとともに、生徒の様子について保護者から情報提供を受ける。
- エ いじめの全貌がわかるまで、いじめを行った生徒の保護者への連絡を避けるよう依頼する。
- オ 対応を安易に終結せず、経過を観察する方法を伝え、理解と協力を得る。
  - ・保護者からの訴えに対し、「いじめはない」などと安易に言わない。
  - ・事実を調べ、いじめがあれば生徒を必ず守る旨を伝える。
  - ・「お子さんにも問題があるからいじめにあう」などの誤った発言をしない。
  - ・電話で簡単に対応を済ませない。

### ②いじめを行った生徒の保護者との連携

- ア 事情聴取後、生徒を送り届けながら家庭訪問を行う等、事実を経過とともに伝える。
- イ いじめを受けた生徒の状況を伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- ウ 指導の経過と生徒の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。

- エ 誰もが、いじめを行う側にも、いじめを受ける側にもなりうることを伝える。
  - オ 学校は事実に基づいて指導し、全ての生徒をより良く成長させたいと考えていることを伝える。
  - カ 事実を認めなかったり、「うちの子どもは首謀者ではない」などと主張したり、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、事実確認をしたうえで、学校の指導方針と教職員の生徒を思う信念を改めて示し、理解を求める。
- ③保護者の不信をかう対応
- ア 保護者を非難する。
  - イ これまでの子育ての仕方について批判する。
- ④保護者との日常的な連携
- ア 年度当初から、学級通信や保護者会などで、いじめ問題に対する学校の認識や、対応方針・方法などを周知し、協力と情報提供を依頼する。
  - イ いじめや暴力の問題の発生時には、いじめを受ける側、いじめを行う側にどのような支援や指導を行うのかといった対応の方針等を明らかにしておく。

## 6 いじめ問題に対する教職員の意識向上

### (1) いじめ問題に対応するための共通理解

職員会議や校内研修等で、いじめ問題への対応に関する、見識と共通理解を深めておくことが必要である。

- ①いじめの様態に関する認識が不十分であると、事態が軽視され、いじめが蔓延しうる。
- ②いじめの報告方法及び指導方法に関する共通理解を図る。

### (2) いじめ問題への対応に必要とされる教員の姿勢

- ①人権意識を高める。
- ②いじめ問題には必ず組織で対応する。
- ③いじめは自分の目だけでは十分に発見できるものではないとの認識に立ち、生徒や保護者からの通報や、他の教職員からの情報を真摯に受け止め対応する。
- ④自分が担当する学級、授業、部活動等の様子について、日頃から他の教員と情報交換する等、多くの教職員や保護者が情報を共有できるようにしておく。
- ⑤いじめを原因に自ら命を絶つ生徒がいる。この最悪の事態を想定し、日頃から教員やスクールカウンセラーに相談できる体制が確立されていることを周知したり、気になる生徒には教職員から声を掛けたりする。さらに、相談された内容については、秘密を保持し、解決に向け全力で取り組み、当該の生徒を徹底して守る姿勢を伝えることで、生徒に安心感を与える。

### (3) いじめと犯罪の関係についての認識

いじめは、状況によっては司法機関と連携し、犯罪として対処する必要に迫られる場合がある。「社会で許されない行為は学校の中でも許されない」との認識に立ち、生徒は行いたいじめに対して適切に責任を取る必要があると指導するとともに、保護者にも正しい理解を促す必要がある。

<参考>いじめが抵触する可能性がある刑罰法規

- ・強制わいせつ罪（刑法第176条）
- ・傷害罪（同204条）
- ・暴行罪（同208条）
- ・強要罪（同223条）
- ・窃盗罪（同235条）
- ・恐喝罪（同249条）
- ・器物破損罪（同261条）
- ・脅迫罪（同222条）
- ・侮辱罪（同231条）
- ・名誉毀損罪（同230条）

## 7 生徒の様子を把握するためのチェックリスト

### (1) 学校における日常的な観察

#### ①登校時から始業時

- ア 早く登校したり、遅く登校したりする。
- イ いつも一人で登下校する。
- ウ 友達と登下校していても表情が暗い。
- エ 自分からあいさつしようとせず、友達からのあいさつや言葉かけもない。
- オ 元気がなく、顔色がすぐれない。
- カ 理由のはっきりしない遅刻・早退を繰り返し、欠席も多い。

#### ②授業・学級活動等の時間

- ア 授業が始まってから、一人遅れて教室に入ってくる。
- イ 体の不調を訴え、たびたび保健室やトイレに行く。
- ウ いつもより声が小さい。
- エ ぼんやりしていることが多い。
- オ 姿勢がうつむきかげんで、発言が少ない。
- カ 学習意欲がなく、成績が急に下がり始めている。
- キ 配布したプリントなどが届いてない。
- ク グループ活動の際、一人だけ外れている。
- ケ ふざけた雰囲気の中で、係や委員等に選ばれる。
- コ 教科書・ノート等が紛失したり、落書きされたりする。
- サ 教職員に誉められると、周囲の生徒があざけたり、しらけたりする。
- シ 何人かの視線が特定の生徒に集中する。
- ス 特定の生徒の周囲で目配せなどのやりとりがある。
- セ 発言するとやじられたり、笑われたり、冷やかしの声があがったりする。
- ソ 特定の生徒の作品が傷つけられたり放り投げられたりする。
- タ 特定の生徒が指名されると、ニヤニヤする者がいる。
- チ 特定の生徒の持ち物に触れることを嫌がる者がいる。

#### ③休み時間

- ア 仲のよかったグループから外され、教室や図書室等で孤立している。
- イ 廊下や職員室付近を一人でうろうろすることが多い。
- ウ 用がないのに職員室で過ごすことが多い。
- エ 教職員に頻繁に接触したり、話しかけてきたりする。
- オ 保健室に行く回数が多くなり、教室に戻りたがらない。
- カ 友達と過ごしているが表情は暗く、オドオドした様子がみられる。
- キ 遊びの中で、笑いものにされたり、からかわれたり、命令されたりしている。
- ク 遊びの中で、道具の後始末など、いつも嫌な役をやらされている。

- ケ 周りの友人に必要以上の気遣いをしている。
- コ 特定の生徒のそばを避けて通るなどの嫌がらせが見られる。
- ④下校時
  - ア 下校が早い。あるいは、用がないのにいつまでも学校に残っている。
  - イ 玄関や校門付近で、不安そうな顔をしてオドオドしている。
  - ウ いつも友達の前荷物を所持している。
  - エ 靴や傘等が紛失する。
- ⑤その他
  - ア 昼食時、机が微妙に離され、一人寂しく食べている。
  - イ 清掃時、嫌がられる仕事や場所がいつも割り当てられている。
  - ウ 清掃時、他の生徒から一人離れて掃除や後片付けをしている。
  - エ 清掃時、特定の生徒の椅子や机が運ばれなかったり、放置されたりする。
  - オ 部活動をよく休むようになっていたり、急に辞めたいと言いつたりする。
  - カ 集団活動や学校行事に参加することを渋る。
  - キ 理由のはっきりしない衣服の汚れやケガなどが見られ、それらを隠そうとする。
  - ク 日記やノート等に、不安や悩みを感じさせる表現や投げやりな記述が見られる。
  - ケ 異なる通学路から登下校する。
  - コ 危険物を所持している。

## (2) 教員が指導法を確認するためのチェックリスト

### ①言動について

- ア 生徒の言い分に耳を傾けている。
- イ 生徒の良さを見つけようとしている。
- ウ 人に迷惑を掛ける行動には、毅然とした態度で対応している。
- エ えこひいきや差別をせずに生徒と接している。
- オ 生徒の考えを共感的に受け止める。
- カ 適切な指導の意図なしに競争意識を煽らない。
- キ 個人の責任を集団に押し付けない。
- ク 生徒のプライバシーを守っている。
- ケ 一日に一回は会話をするなど、どの生徒とも関わりを持っている。
- コ 生徒を傷つけたり、いじめを助長したりするような言動はしない。
- サ 人権感覚を高めるよう自己研鑽に努める。

### ②授業時間・学級活動

- ア わかりやすい授業、充実感のもてる活動が行われている。
- イ どの生徒の発言にも、全員が耳を傾けている。
- ウ 困ったことを話題にし、本音を出して考え合うムードができています。
- エ 朝の会、帰りの会の内容が豊かで、いきいきと運営されている。
- オ リーダーに協力する体制ができています。
- カ 係が積極的に活動し、新しい試みを取り入れようとしている。
- キ 指示したことについて、生徒が理解、納得しているか確認している。
- ク 生徒の能力、特性に応じた説明をしている。

### ③普段の生活

- ア 誤りを認め、許し合えるムードがある。
- イ 教室に笑い声が響き、明るい雰囲気がある。

- ウ 学級の小集団が閉鎖的でなく、互いに交流がある。
- エ 昼食時に和やかな雰囲気があり、清掃や係活動等で仕事が公平に分担されている。
- オ 一人一人の生徒を大切にするという観点で、掲示物や物品等の教室環境が整い、交換や修繕が適切に行われている。

#### ④教職員間や保護者との連携

- ア 学年会や他の会議で生徒の様子を情報交換できる場が確保されている
- イ 日頃から教職員に、生徒や学級の様子を気軽に話題にできるムードがある。
- ウ 学年だよりや学級だよりなどを通して、取り組みの様子が保護者に伝わり、理解されている。
- エ 日頃から個々の生徒の様子を保護者と連携し合えるシステムが確立している。
- オ いじめの問題について、保護者の訴えに謙虚に耳を傾け、正確に情報提供している。
- カ 一方的な思い込みや偏った見方でなく、確かな事実や根拠を基に指導する様子が伝わっている。

### (3) 保護者が生徒の様子を把握するためのチェックリスト

家庭において注意してほしいポイントを保護者に伝えるとともに、生徒の様子がおかしい場合は、学校への情報提供を求め、生徒の変化やいじめの兆候に早期に対応するための連携を図る。

#### ①態度やしぐさ

- ア 家族との対話を避けるようになる。
- イ 受信した電子メールをこそこそ見る。
- ウ 電話が鳴ると怯える様子が見られる。
- エ 部屋に閉じこもって考え事をしたり、家族と食事をしたがらなかったりする。
- オ 感情の起伏が激しくなり、動物やモノに八つ当たりする。
- カ 帰りが遅くなったり、理由を言わず外出をしたりする。
- キ 用事もないのに、朝早く家を出る。
- ク 殴られた傷跡等を見られるのを避けるため、風呂に入りたがらなくなったり、裸になるのを嫌がったりする。
- ケ 転校を希望したり、学校や部活をやめたいなどと言ったりする。
- コ 自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心をもつ。

#### ②服装、身体・体調

- ア 服装に汚れや破れが見られたり、手足や顔等に擦り傷や打撲の痕があつたりする。
- イ 自分の物ではない衣服（制服・体操服）を着ている。
- エ 友人に渡った衣服（制服・体操服）や上履き等が返却されず、「友人に貸した」と言い張る。
- オ 学校に行きたくないと言いつたり、通学時間になると腹痛を起こすなど身体の具合が悪くなつたりする。
- カ 食欲が無くなつたり、体重が減少したりする。
- キ 寝つきが悪かつたり、夜眠れなかつたりする日が続く。
- ク 激しい口調の寝言や助けを求める寝言を言つたり、うなされたりすることが多い。

#### ③学習

- ア 学習時間が減つたり、宿題や課題をしなくなつたりする。
- イ 成績が低下する。
- ウ 教科書やノートが水に濡れていたり、落書きや汚れがあつたりするなど、粗雑に扱

った跡が見られる。

④持ち物、金品

- ア 家庭から品物、お金がなくなる。使途のはっきりしないお金をほしがる。「～を失くした」と言い、新しいものをほしがる。
- イ 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きがあつたりする。
- ウ 本人の趣向とは異なる物品や、自費では購入できない高価な物品等がある。
- エ 携帯電話を急に使用しなくなる。
- オ 刃物など危険な物を隠し持つようになる。

⑤交友関係

- ア 口数が少なくなり、学校や友達のことを話さなくなる。
- イ 無言電話など不審な電話や、発信者を特定できない電子メールがある。
- ウ 親しい生徒が来なくなり、見かけない生徒がよく訪ねてくる。